

## 農家研修受入体制強化事業実施要領

平成 16 年 4 月 1 日制定

改正 平成 17 年 4 月 1 日 平成 19 年 10 月 1 日 平成 20 年 5 月 1 日  
平成 21 年 4 月 1 日 平成 24 年 4 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日  
平成 30 年 4 月 1 日

(目的)

**第 1 条** この要領は、農家研修受入体制強化事業規程に基づき、農家研修受入体制強化事業に関する取扱いについて定めるものとする。

(事業の内容)

**第 2 条** 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、地域担い手育成センター（以下、「地域センター」という。）と連携し、就農研修者及び体験実習者（以下、「研修者等」という。）の研修及び実習期間中の事故の防止や事故発生時の危機管理等に対応する情報等の普及啓発並びに労働関係機関との連携強化及び高度な傷害補償対策について、次の事業を実施するものとする。

1 事故対応情報等の普及啓発及び労働関係機関との連携強化

- (1) 本事業の対象者となる研修者等を受け入れる受入指導農家等に対し、研修者等の事故防止についての啓発や事故防止に備えた適切な対応を促すための関連情報等を提供する受入農家研修会を開催する。
- (2) 地域センター関係職員に対し、労働関係機関による労働関係法令等に関する講習会を実施する。

2 高度な損害補償対策

公社を通じて地域センターに紹介する研修者等に対し、傷害保険等の加入掛け金の一部を助成（以下、「掛金助成」という。）し、不慮の事故に備えた最低限の補償を確保する。

(掛金助成対象者の要件)

**第 3 条** 第 2 条の 2 の対象者は、公社が地域センターに紹介した次の者とする。

1 就農研修者

道内の先進農家等において実践的な研修を概ね 1 年以上行う、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく認定新規就農者への認定が見込まれる者等

2 体験実習者

道内の先進農家等で 1 か月以上 1 年未満の農業体験を行う者

(保険等の要件)

**第4条** 第2条の2で助成対象とする傷害保険等については次の補償内容を満たすものとする。

- (1) 死亡
- (2) 後遺傷害
- (3) 重度後遺障害
- (4) 部位病状別治療

(助成の条件)

**第5条** 第2条の2で助成する期間及び助成対象経費並びに助成額については次のとおりとする。

- 1 助成を行う期間は、第3条の対象者が実施する就農研修及び体験実習（以下「研修等」という。）の期間で、かつ加入した保険等期間内で月単位とする。
- 2 助成対象経費は加入した第4条の保険等の掛け金とする。
- 3 助成額は2の掛け金の3分の2以内とし、就農研修者、体験実習者ごとの1契約あたりの助成限度額（年1回限り）は別に定めるものとし、予算の範囲内で助成する。
- 4 研修等の期間が複数年度にわたる場合にあつては、年度毎に申請するものとし、当該年度の助成額は、3の額を1の期間で除した額に当該年度の助成を受けようとする月数を乗じた額とし、複数年度にわたる助成額の合計が3の額を超えない範囲とする。

(掛金助成の申請)

**第6条** 第2条の2の掛金助成の申請に関する取扱いは次によるものとする。

- 1 本事業による掛金助成を受けようとする者のうち、就農研修者にあつては次の(1)から(5)のうち該当するもの、体験実習者にあつては次の(1)、(2)及び(3)を作成し、地域センターに提出するものとする。
  - (1) 農家研修受入体制強化事業掛金助成申請書（第1号様式）
  - (2) 加入した傷害保険等の証書の写し
  - (3) 研修（実習）計画（別記様式）
  - (4) 青年等就農計画認定書の写し
  - (5) 認定を受けた青年等就農計画書の写し
- 2 1の申請等を受理した地域センターは、本事業の対象要件及び研修等の内容等を確認し、公社理事長（以下、「理事長」という。）に進達するものとする。
- 3 理事長は2の申請等を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときには農家研修受入体制強化事業掛金助成決定通知書（第2号様式）

により、地域センターを經由して申請者に通知する。

(交付申請)

**第7条** 第2条の2の掛金助成の交付申請に関する取扱いは次によるものとする。

- 1 申請者は、助成対象期間終了後、速やかに農家研修受入体制強化事業掛金助成金交付申請書（第3号様式）を地域センターに提出するものとする。
- 2 1の交付申請を受理した地域センターは、申請内容等を確認し、理事長に進達するものとする。
- 3 理事長は2の交付申請を受理したときには、保険等掛金の支払い並びに研修等の実施状況を確認し、適当と認めたときには、助成額を決定し、農家研修受入体制強化事業掛金助成金交付決定通知書（第4号様式）を地域センターを經由して申請者に通知するとともに、申し出のあった申請者の口座に振替によって助成金を交付する。
- 4 助成金の交付は、翌年度4月の1回とする。

(申請内容の変更)

**第8条** 第6条の申請内容に変更があった場合の取扱いは次によるものとする。

- 1 申請者は、第6条で提出した農家研修受入体制強化事業掛金助成申請書に変更があった場合には、変更内容等を記載した農家研修受入体制強化事業掛金助成変更願（第5号様式）を速やかに地域センターに提出するものとする。
- 2 1の変更願を受理した地域センターは、変更内容を確認し、理事長に進達するものとする。
- 3 理事長は2により提出のあったときには、変更内容を確認し、適当と認めたときには、農家研修受入体制強化事業掛金助成変更承認書（第6号様式）を地域センターを經由し申請者に通知する。

(受入指導農家等への指導)

**第9条** この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、地域センターは地域内で実施している研修等の実施状況を把握するとともに、実施期間中の農作業事故などの防止について研修者等並びに先進農家等に対し必要な指導・助言を行う。

(助成金の返還等)

**第10条** 理事長は、事業対象者が虚偽の申請その他不正の行為を行った場合、若しくは第6条第3項の決定通知に際して附した条件その他法令等に違反した場合、第6条第3項の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に

交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

(委任)

**第11条** 本事業における運用等の必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月1日）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日）

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年5月1日）

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。